

2018年 5月11日(金)

み らい  
**未 来 へ の 扇** とびら



高等特別支援学校 支援部 第108号

\*インフォメーション号\*

## 1 療育手帳

療育手帳は、就労をはじめ様々な福祉サービスを受けやすくするために、知的障害のある方に（神戸市を除く兵庫県では発達障害のある方にも）発行されています。療育手帳には、次回判定年月が記載されていますが、県や市町村から更新のお知らせは基本的にありません。判定年月が近づきましたら、それぞれ地域の福祉事務所か各市町の役場の方にご相談の上、更新判定の申し込みをしてください。

特に3年生の場合、更新判定の場所は、満17歳までは地域のこども家庭センターで、満18歳を過ぎると下の相談所で判定を受けることになります（誕生日が近い場合は、どちらになるかわかりません）。

※神戸市以外の方

- ・県立知的障害者更生相談所（最寄り駅：阪急「王子公園」）

神戸市中央区坂口通2丁目1-1 兵庫県福祉センター3F

TEL (078) 242-0737



※神戸市の方（H29.3.19に移転しました）

- ・神戸市障害者更生相談所（最寄り駅：「高速神戸」）

神戸市中央区橋通3-4-1 総合福祉センター3階

TEL (078) 361-2340

（各区の保健福祉部を通して受け付け）

療育手帳は、知的障害の方のための手帳ですが、法律で定められた制度ではなく、都道府県独自の発行であるために名称も等級も様々です。

また、知的障害を伴わない発達障害の方については、兵庫県（神戸市を除く）では療育手帳が発行されていますが、他の自治体では、「精神障害者保健福祉手帳」の対象となる場合がほとんどのようです。いずれにしても、現在は発達障害に特化した手帳は発行されていません。自治体によって制度や対応が異なりますので、転出等の際にはご注意ください。

## 2 学校以外の相談・支援機関など

### ＜知的障害・発達障害に関する相談・支援機関＞

各市町の役所・役場の「障害福祉課」が窓口になっているようです。

支援機関・支援センターは各市町によって異なりますが、多くの場合、知的障害・発達障害に限定しない幅広い相談・支援事業の一環として、活動が行われています。



### ＜発達障害専門の相談・支援機関＞

ひょうご発達障害者支援センター「クローバー」があります。クローバーは現在県内に6カ所(高砂、芦屋、加西、豊岡、宝塚、上郡)設置されています。HP(ホームページ)があります。相談は予約制で、日数がかかることが予想されます。

神戸市では、神戸市発達障害者支援センターを中心に相談を行っています。18歳までの思春期のを対象とした思春期発達相談室「あっとらんど」があり、本人・保護者ともに相談できます。

発達障害専門ではありますが、実生活の困り感を重く見て、診断名の有無は問わず相談できます。

### ＜親の会＞

兵庫県、神戸市それぞれの「手をつなぐ育成会」、「兵庫県LD親の会『たつの子』(LD・ADHD・高機能自閉症や広汎性発達障害・軽度知的障害など)」、「NPO法人『ピュアコスモ』(兵庫県高機能広汎性発達障害児・者・親の会)」があります。それぞれHPがあり、講演会などの情報が載っています。

### ＜発達障害に関する情報＞

厚生労働省が国立障害者リハビリテーションセンター(所沢)で、文部科学省では国立特別支援教育総合研究所(久里浜)にてHPで情報を提供しています。一度のぞいてみてはいかがでしょう。